令和８年１月作成

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課

ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業制度のお知らせ

新潟県は、肝炎ウイルス検査で陽性と判定された患者さんが適切な医療を早期に受診するとともに、早期治療につなげるため、フォローアップ事業および検査費用を助成する事業を行います。

下記要件にあてはまる方で、初回精密検査・定期検査を受けた方は費用の助成を受けることができますので、請求の手続きをおとりください。

◆ フォローアップ事業について

同意をいただいた方には、保健所が医療機関の受診状況の確認を行います。また、肝炎治療に関する相談会や講演会等がある際にお知らせいたします。

◆ 検査費用の助成について

１ 初回精密検査助成について

以下の要件全てに該当する方に対し、初回精密検査費用を助成します。

(1)新潟県内に住所を有している方
(2)医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者の方
(3)１年以内(※)に県及び新潟市が行う肝炎ウイルス検査（県の協力病院で行われる肝炎ウイルス検査含む）、市町村が行う健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診、職域での肝炎ウイルス検査、妊婦健診での肝炎ウイルス検査又は手術前における肝炎ウイルス検査において陽性と判定された方
(4)県及び市町村が実施するフォローアップ事業の参加に同意していただける方

※初回精密検査の助成対象となるのは、請求日（保健所で検査費用を請求する日）より前の１年以内に肝炎ウイルス検査又は肝炎ウイルス検診で陽性の判定をされ結果通知を受け取った方が、初めて精密検査を受けた場合です。

２ 定期検査助成について（助成回数：年２回（初回精密検査を含む））

以下の要件全てに該当する方に対し、定期検査費用を助成します。

(1)新潟県内に住所を有している方
(2)医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者の方
(3)肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者（治療後の経過観察を含む）と診断された方（※無症候性キャリアの方は含まない。）
(4)住民税非課税世帯に属する方、又は市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する方
(5)県及び市町村が実施するフォローアップ事業の参加に同意していただける方
(6)肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない方

注：所得により自己負担額が生じる場合があります。（下表参照）

階層区分	自己負担額（１回につき）	
	慢性肝炎	肝硬変・肝がん
市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する方	2,000円	3,000円
住民税非課税世帯に属する方	0円	0円

◆　請求手続きについて

下記に記載した書類を最寄りの保健所へ提出してください。

1　初回精密検査

（1）県及び新潟市が行う肝炎ウイルス検査又は市町村の肝炎ウイルス検診を受けた方

提出書類	書類の説明
①　肝炎検査費用請求書（初回精密検査）	保健所に様式があります。県 HP からもダウンロードできます。
②　肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業参加同意書	
③　医療機関の受診状況等に関する調査表	
④　領収書の原本　及び　診療明細書	医療機関から発行されます
⑤　肝炎ウイルス検査結果通知書	検査機関から発行されます

（2）職域の肝炎ウイルス検査を受けた方

提出書類	書類の説明
①　肝炎検査費用請求書（初回精密検査）	保健所に様式があります。県 HP からもダウンロードできます。
②　肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業参加同意書	
③　医療機関の受診状況等に関する調査表	
④　領収書の原本　及び　診療明細書	医療機関から発行されます
⑤　肝炎ウイルス検査結果通知書	検査機関から発行されます
⑥　職域検査受検証明書（保有している場合に限る。）（※１）	保健所に様式があります

※１：⑥職域検査受検証明書を保有していない場合は、①肝炎検査費用請求書に検査を受けた医療機関等を記載していただき、⑤結果通知書に記載されている医療機関と同一であれば、職域で検査を受けた証明に代えることができます。

（3）妊婦健診の肝炎ウイルス検査を受けた方

提出書類	書類の説明
①　肝炎検査費用請求書（初回精密検査）	保健所に様式があります。県 HP からもダウンロードできます。
②　肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業参加同意書	
③　医療機関の受診状況等に関する調査表	
④　領収書の原本　及び　診療明細書	医療機関から発行されます
⑤　母子健康手帳の検査日・検査結果が確認できるページの写し	母子健康手帳により確認ができない場合は、医療機関が発行する検査結果通知書

（4）手術前の肝炎ウイルス検査を受けた方

提出書類	書類の説明
①　肝炎検査費用請求書（初回精密検査）	保健所に様式があります。県 HP からもダウンロードできます。
②　肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業参加同意書	
③　医療機関の受診状況等に関する調査表	
④　当該手術料が算定されたことが確認できる診療明細書	医療機関から発行されます
⑤　検査結果通知書	

２ 定期検査

提出書類	書類の説明
① 肝炎検査費用請求書（定期検査）	保健所に様式があります
② 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業参加同意書（※２）	
③ 医療機関の受診状況等に関する調査表	
④ 領収書の原本　及び　診療明細書	医療機関から発行されます
⑤ 定期検査費用の助成に係る医師の診断書（※３）	保健所に様式があります。検査を受けた医療機関の医師に記載を依頼してください。
⑥ 世帯全員の住民票の写し（※４）	市町村役場から発行（直近のもの）
⑦ 世帯全員の市町村民税課税年額を証明する書類（※４・※５）	
申請者及びその配偶者と相互に地方税法上及び医療保険上の扶養関係にない者は市町村民税課税年額の合算対象から除外できますので、以下の書類を提出してください。 ⑧ 定期検査費用の助成における市町村民税額合算対象除外希望申請書（※４） ⑨ 請求者及び配偶者と除外対象者の医療保険の加入関係の確認ができる書類（※４・※６）	

※２：以前に初回精密検査又は定期検査費用の支払いを受けた方は添付を省略することができます。

※３：以前に定期検査費用の支払いを受けた方又は１年以内に肝炎治療促進事業の申請において医師の診断書を提出した方（慢性肝炎から肝硬変への移行など病態に変化があった者は除く。）は添付を省略することができます。

※４：同一年度内で、２回目の申請又は肝炎治療特別促進事業の受給者証交付の後本申請を行う際に、以前の申請時と同様の内容の書類である場合は添付を省略することができます。

※５：市町村民税課税年額を証明する書類とは、市町村が発行する課税証明書や市町村民税決定通知書等です。

（注）医師の診断書、住民票の写し等の交付に係る費用は、申請者負担となります。

※６：マイナ保険証への移行により医療保険の加入関係の確認方法が変わります。次のア～ウのいずれかを提出してください。

ア　マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」を印字したもの

イ　「資格情報のお知らせ」の写し

ウ　「資格確認書」の写し

◆ 助成対象となる検査項目について

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限ります。

（注）保険適用外の検査は助成対象となりません。

血液形態検査・機能検査	末梢血液一般検査、末梢血液像
出血・凝固検査	プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間
血液化学検査	総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ＡＬＰ、ＣｈＥ、γ−ＧＴ、総コレステロール、ＡＳＴ、ＡＬＴ、ＬＤ
腫瘍マーカー	ＡＦＰ、ＡＦＰ－Ｌ３％、ＰＩＶＫＡ−Ⅱ半定量、ＰＩＶＫＡ−Ⅱ定量
肝炎ウイルス関連検査	ＨＢｅ抗原、ＨＢｅ抗体、ＨＣＶ血清群別判定、ＨＢＶジェノタイプ判定等
微生物核酸同定・定量検査	ＨＢＶ核酸定量、ＨＣＶ核酸定量

超音波検査	超音波検査（断層撮影法（胸腹部）） なお、肝硬変・肝がん（治療後の経過観察を含む）の場合は、超音波検査に代えて、CT撮影又はMRI撮影を対象とできます。いずれも造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用も対象となります。

◆ 申請窓口･問合せ先

問合せ先	郵便番号	所在地	電話番号
村上保健所地域保健課	958-0864	村上市肴町 10-15	0254-53-8368
新発田保健所医薬予防課	957-8511	新発田市豊町 3-3-2	0254-26-9651
新津保健所地域保健課	956-0032	新潟市秋葉区南町 9-33	0250-22-5174
三条保健所医薬予防課	955-0046	三条市興野 1-13-45	0256-36-2362
長岡保健所医薬予防課	940-0861	長岡市沖田 3-2711-1	0258-33-4932
魚沼保健所地域保健課	946-0004	魚沼市大塚新田 116-3	025-792-8612
南魚沼保健所医薬予防課	949-6680	南魚沼市六日町 620-2	025-772-8142
十日町保健所地域保健課	948-0054	十日町市高山 857	025-757-2401
柏崎保健所地域保健課	945-0053	柏崎市鏡町 11-9	0257-22-4112
上越保健所医薬予防課	943-0807	上越市春日山町 3-8-34	025-524-6134
糸魚川保健所地域保健課	941-0052	糸魚川市南押上 1-15-1	025-553-1933
佐渡保健所地域保健課	952-1555	佐渡市相川二町目浜町 20-1	0259-74-3403
新潟市保健所保健管理課	950-0914	新潟市中央区紫竹山 3-3-11	025-212-8194
新潟県感染症対策・薬務課 感染症対策班	950-8570	新潟市中央区新光町 4-1	025-280-5200

◆ 初回精密検査可能医療機関について

県のホームページをご覧いただくか、上記へ問い合わせ下さい。